

人材開発支援助成金 人への投資促進コースが新設されました。

NEW

『定額制訓練(サブスクリプション)』新設

労働者の多様な訓練の選択、実施を可能にする定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)を助成対象化します。

【定額受け放題研修サービス】

1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニング(LMS機能導入)による訓練サービス

要件

- ①定額制サービスによる訓練であること。
- ②業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練であること。
- ③OFF-JTによる事業外訓練であること。
- ④対象者の受講合計時間数が10時間以上であること。
- ⑤事業所全体で、複数の異なる職務に関連した専門的知識や技術を習得するための訓練を受講し修了すること。

【事業外訓練】

公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、他の事業主・団体等が企画主催する訓練

助成額

経費助成率 中小企業 45% 大企業 30%

※生産性要件を満たした場合(+15%)助成率となります。

※助成金には限度額があります。

☆基本料金のほか、「初期設定費用」「アカウント料」「管理者ID付与料金」「修了証の発行」

「IPアドレス制限機能」「データ容量追加料金」「LMSの管理者研修」などは対象になり得ます。

☆支給申請時までに対象経費の全額を事業主が負担していることが必要です。

活用例 定額制(サブスクリプション)型の研修サービスで訓練を行った場合



事業主

課題：

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、知識を深めてほしい。

【訓練】

●訓練コース

営業職研修受け放題講座(40名)

●訓練内容

新入社員から管理職までの幅広い層に

対応した営業職に関するeラーニング訓練

訓練経費：420,000円

(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

【助成内容(中小企業の場合)】

●助成額

420,000円×45%(経費助成率)

経費助成=189,000円

※左記訓練内容の場合

成果：

1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、企業全体の生産性向上に繋がった。

これまで人材開発支援助成金は「対面」による訓練が原則でしたが、令和4年度より新たにeラーニングと通信制による訓練も助成対象となります。

これまでの「対面」での訓練

- ・ 同時間に一齐に訓練に参加が必要。
- ・ シフト制の場合、限られた人のみ参加可能。



「eラーニング」などの訓練



- ・ 各労働者が業務の時間に合わせて、訓練へ参加できる！
- ・ 通学しなくて良いから、移動時間も費用も抑えられる！

【eラーニング】

コンピュータなど情報通信技術を活用した遠隔講習であって、受講管理システム(LMS)により、事業所の担当者と受講者双方にて訓練の進捗管理が行えるもの。

【通信制】

郵送などで教材を受講者へ送付し、指導者がこれに基づき、設問回答、添削指導、質疑応答など行うもの。

※支給申請時に「受講修了証」や「LMSデータ」などの書類で訓練の実施状況や訓練修了の確認ができること。

人への投資促進コースにはこの他にもIT関連に特化した訓練を実施する事業主や労働者の自発的な訓練を支援する事業主への助成もあります。

情報技術分野(IT分野)認定実習併用職業訓練 (経費助成・賃金助成)

IT分野未経験者を即戦力化するためにOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施する事業主に対する助成。

高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 (経費助成・賃金助成)

高度デジタル人材の育成のための訓練や海外を含む大学院での高度な訓練を行う事業主に対する助成。

自発的職業能力開発訓練 (経費助成)

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成。

長期教育訓練休暇等制度 (制度導入助成・賃金助成)

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主に対する助成。

詳しくは厚生労働省のホームページにある『人材開発支援助成金(人への投資促進コース)』のパンフレットをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

厚生労働省

お問い合わせ先 鹿児島労働局職業対策課助成金第2係 TEL 099-219-5101